



保育料についてお知らせします

■多子世帯の保育料等軽減対象者の拡大

保育園、幼稚園等に通う第3子以降の児童の保育料を軽減または助成します。

①保育園 市が決定する保育料を軽減

◎市民税所得割額

97,000円未満：全額免除

97,000円以上：半額免除

◎問い合わせ先 こども福祉課

②幼稚園 保育料を助成

◎市民税所得割額

77,100円以下：全額助成

77,101円以上：半額助成

◎問い合わせ先 学校教育課 (☎82-1202)

③認可外保育施設 年間50,000円を上限として保育料を助成

◎問い合わせ先 こども福祉課

※保育料の算定方法は市ホームページに掲載しています。

■保育園の延長保育の保育料

「子ども・子育て支援新制度」では、保育の必要性の認定制度が導入され、保育の必要性の有無や保育の必要量によって、「保育標準時間(最長11時間)」と「短時間保育(最長8時間)」に区分されます。「短時間保育」に認定された人が、認定された保育時間を超えて利用する場合は、延長保育料が発生します。

※市が決定する保育料が0円の人を除きますが、多子世帯の保育料等の軽減により保育料が0円となる人は、延長保育料が発生します。

◎延長保育料の額

児童1人につき1日200円  
(月額上限3,000円)

◎納付方法 利用する保育園に納付

〈問い合わせ先〉こども福祉課 (☎82-1207)



高齢者福祉サービスをお知らせします

■紙おむつ等の介護用品支給

◎対象

介護の必要な65歳以上の高齢者(要介護3以上)や重度の心身障がい者で、住民税非課税世帯に属する人を常時介護している家族等

※認知症の人も対象になる場合があります。

◎支給品 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、ドライシャンプー等

◎助成額 月額6,000円を限度

◎申請方法 提出先に申請書を提出

※6か月ごとに申請が必要です。

◎利用方法

市が指定した薬局等で、市の交付した利用券を提示して介護用品を受給

※要介護度や課税状況が変わった場合は、必ず変更届を提出してください。

なお、入院中は利用できません。

■緊急通報システム

日常生活に不安のある在宅の人に対し、安心・安全で自立した生活が送れるよう、緊急通報システム(固定型または携帯型)を貸与します。緊急通報システムの通報ボタンを押すと、コールセンターにつながり、看護師などの専門スタッフに、体調に関する相談ができるほか、緊急時には24時間体制で対応します。

◎対象

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障がい者や障がい者のみの世帯、または日中に独居となる高齢者等

※所得に応じて、利用者負担が必要な場合があります。

〈問い合わせ・提出先〉高齢福祉課 (☎82-1171)